

2015 年 Laser All Japan Championships 帆走指示書

大会名 2015 年 Laser All Japan Championships
大会期間 2015 年 10 月 31 日(土) - 11 月 3 日(火)
共同主催 日本レーザークラス協会、三重県ヨット連盟
開催地 三重県津市津ヨットハーバー

帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本レガッタには、セーリング競技規則に定義された規則を適用する。
- 1.2 レーザー・クラス・ルー7(a)を以下のように制限する: レース中は登録された 1 名のみ乗艇できる。
- 1.3 付則 P を適用する。

2. 競技者への通告

- 2.1 競技者への通告は、津ヨットハーバー2 番艇庫横に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の各クラスの最初の予告信号の時刻の 1 時間前までに掲示される。ただしレース日程の変更は、発効する前日の 19:00 までに掲示する

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、津ヨットハーバー2 階テラスのフラッグ・ポールに掲揚される。
- 4.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1 分」を「30 分以降」と置き換える。
- 4.3 V 旗が音響信号 2 声と共に掲揚(降下時は音響信号 1 声)された場合は「艇は V 旗が降下されるまで出艇してはならない。最初の予告信号は V 旗降下 30 分以降に発せられる」ことを意味する。

5. レース日程

- 5.1 レース日程は次の通りとする。

10 月 31 日(土)

13:30 - 16:00 受付・計測

11 月 1 日(日)

8:00 - 10:00 受付・計測

10:00 - 開会式・ブリーフィング

11:55 最初の予告信号 3 レースを予定

2015年 Laser All Japan Championships 帆走指示書

18:00 - レセプション「津ヨットハーバー2階テラス」

11月2日(月)

8:30 ブリーフィング

9:55 最初の予告信号 3レースを予定

11月3日(火)

8:30 ブリーフィング

9:55 最初の予告信号 2レースを予定

14:00 以降の予告信号は発しない。

16:00 表彰式・閉会式

本大会は8レースを予定し、11月1日および11月2日は各日3レースを、11月3日は2レースを行う。ただし、各日のレースが予定とおりに行われなかった場合、その翌日以降、1日に最大4レースまでレースを行う場合がある。

6. クラス旗

6.1 クラス旗は以下のとおりとする。

クラス	クラス旗
レーザー	白色地に赤のレーザー・マーク
レーザー・ラジアル	緑色地に赤のレーザー・マーク
レーザー4.7	黄色地に赤のレーザー・マーク

7. レース・エリア

7.1 添付 A0.にレース・エリアのおおよその位置を示す。

8. コース

8.1 添付 A1~4.の見取図は、レグ間のおおよその角度、通過するマークの順序およびそれぞれのマークを通過する側を含むコースを示す。

8.2 コースは各クラスの予告信号以前に数字旗により示される。

旗	コース
数字旗 1	1
数字旗 2	2
数字旗 3	3
数字旗 4	4

8.3 予告信号以前にレース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

8.4 4レグ以上帆走したマークでフィニッシュすることでコース短縮することがある。

9. マーク

- 9.1 コース 1,2,3 の場合、マーク 1、2、3S、3P、4 および 5 は黄色円柱形ブイ、マーク 4A は、オレンジ色三角錐形ブイとする。
- 9.2 コース 4 の場合、マーク 1、マーク 2S,2P 及びマーク 3 は黄色円柱形ブイとする。マーク 1A はオレンジ色円錐形ブイとする。
- 9.3 スタート・マークは、スターボード端にあるレース委員会の信号艇とポート端にあるレース委員会の運営艇とする。
- 9.4 参加艇数が 60 艇以上のクラスがある場合は 2 パートスタートライン方式を使う。
その場合、60 艇に満たないクラスのスタート・マークはスターボード端のオレンジ色旗を掲揚したレース委員会艇とポート端の M 旗を掲揚したレース委員会艇とする。
60 艇以上のクラスのスタート・マークはスターボード端のオレンジ色旗を掲揚したレース委員会艇、スタートライン中央の M 旗を掲揚したレース委員会艇、ポート端のオレンジ色旗を掲揚したレース委員会艇とする。
- 9.5 フィニッシュ・マーク は、スターボード端にあるレース委員会の運営艇とポート端にある青色旗付きオレンジ色円柱形ブイとする。
- 9.6 指示 11 に規定する新しいマークは、黒帯付きオレンジ色円柱形ブイとする。
- 9.7 コースのレグの変更の信号を発するレース委員会艇は、指示 11.2 で規定される艇である。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 参加艇数が 60 艇以上のクラスがある場合は 2 パートスタートライン方式を使う。
その場合、60 艇に満たないクラスのスタートラインはスターボード端のスタートマーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールとポート端のスタートマーク上の M 旗を掲揚したポールの間とする。
参加艇数が 60 艇以上のクラスのスタートラインは、スターボード端のスタートマーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、スタートライン中央マーク上の M 旗を掲揚したポールの間（右側ライン）、および、スタートライン中央マーク上の M 旗を掲揚したポールとポート端のスタートマーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールとの間（左側ライン）とする。参加艇はどちらのラインからスタートしても良い。
(添付 A5 参照)
- 10.3 オレンジ色旗は予告信号の 4 分前以前に音響信号 1 声と共に掲揚される。
- 10.4 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 10.5 スタート信号の 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった」と記録される。
この項は付則 A4 を変更している。
- 10.6 U 旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に、艇体、乗員または

装備の一部でもスタート・ラインの両端と最初のマークで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合は、その艇は審問なしに失格とされ UFD と記録される。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合は失格とされない。これは規則 26 を変更している。また U 旗が準備信号として掲揚された場合は、規則 29.1(個別リコール)は適用されない。

10.7 規則 30.3(黒色旗規則)に以下を追加する。

- (a) セール番号は少なくとも 3 分間掲示する。番号を最初に掲示する時に長音が発せられる。番号が掲示された艇は、新しい準備信号までに指示 10.7(b)に定義されるレース・エリアを離れなければならない。それに従わない場合その艇は DNE として記録される。
- (b) スタート信号前、レース・エリアはスタート・ラインから 100m の範囲とする。スタート信号後、レース・エリアはいずれかのフリートがレースを行っている間は、艇が通常帆走すると考えられる地点の外側 100m の範囲内と、コース 1、2、3 の場合、マーク 1、2、3 および 4 を結んだ範囲、コース 4 の場合、マーク 1、1A および 2S,2P を結んだ範囲とする。
- (c) レース委員会が 62.1(a)に基づいて救済が与えられると判断した場合、規則 30.3 違反艇のセール番号を掲示せず失格にしないことがある。これは規則 30.3、60.2 および 63.1 を変更している。
- (d) 規則 30.3 適用上は、先立って行われ中止またはリコールとなったレースと同じレース番号となるレースは、後日に再レースが行われる場合でも、「再スタート」または「再レース」とする。

11. コースの次のレグの変更

- 11.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。
- 11.2 艇は、次のレグの変更の信号を発しているレース委員会艇と近くのマークとの間をマークをポートに見て、レース委員会艇をスターボードに見て通過しなければならない。これは規則 28.1 を変更している。
- 11.3 レグの長さの伸縮を示す“+”および“-”の信号は示されない。これは規則 33(b)を変更している。

12. フィニッシュ

- 12.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端のフィニッシュ・マーク上に青色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

13. タイム・リミットと目標時間

- 13.1 タイム・リミットと目標時間は、次の通りとする。
 - ・タイム・リミット: 90 分

・マーク1のタイム・リミット:30分

・トップ艇フィニッシュ目標時間:45分

マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースを中止する。目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。この項は、規則 62.1(a)を変更している。

- 13.2 先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった』と記録される。この項は、規則 35、A4、A5 を変更している。

14. 抗議と救済の要求

- 14.1 抗議書はレース・オフィスで入手できる。抗議および救済要求および審問の再開の要求は、適切な時間内にレース・オフィスに提出されなければならない。
- 14.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 90 分とする。
- 14.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。審問はプロテスト・ルームにて掲示した時刻に行われる。
- 14.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 14.5 規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、提示される。
- 14.6 指示 4.3、10.4、17、21、22 および 23 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 14.7 レースを行う最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。
- (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時刻内。
- (b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。
- この項は、規則 66 を変更している。

15. 調停システム

- 15.1 プロテスト委員会の審問に代わり、艇に抗議の調停を選択する機会が与えられる場合がある。この場合、審問に先立って当事者全員が調停者の決定を受け入れることに同意しなければならない。
- 15.2 調停者はプロテスト委員会の 2 名のメンバーで構成される。調停者は当事者から証言を聴取し、どの艇が規則に違反したか裁定を行う。この裁定は当事者の抗議の判決となる。当事者が審問の再開を求めた場合、規則 66 に基づき審問が再開される。調停者が該当事案をプロテスト委員会に委ねるか、またはプロテスト委員会が審問の再開を求めた場合、指示 15.3

のペナルティー、もしくはそれより重いものとなる。

- 15.3 調停者が艇の規則違反を裁定した場合、その艇のペナルティーは該当シリーズのフリートの参加艇数の 30%を整数に切り上げた得点ペナルティーとする。この指示に基づく裁量のペナルティーの略語は、ARB とする。
- 15.4 抗議の調停が提示された時に当事者が 調停の選択を拒否した場合、抗議の審問は通常通り行われる。

16. 得点

- 16.1 本大会は 8 レースを予定し、2 レースを完了することで成立する。
- 16.2 4 レース以上完了しなかった場合、艇の大会の得点は、レースの得点の合計とする。4 レース以上完了した場合、艇の得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

17. 安全規定

- 17.1 艇は毎日、出艇前にレース・オフィスの所定の用紙にサインして出艇し、着艇後当日の抗議締切時刻以前にサインしなければならない。
- 17.2 レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。フィニッシュした後にリタイアする艇は、帰着後直ちに、抗議締切時刻以前に、レース・オフィスのリタイア報告書にサインをしなければならない。
- 17.3 衣服や個人装備を替えたり整えたりする 一時的な間を除き、競技者は水上では常に膨張式ではない個人用浮揚用具を着用していなければならない。ウエット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚器具ではない。これは規則 40 を変更している。
- 17.4 救助を求める必要がある場合には”手のひらを広げて”振り、その意志を表わすこと。救助の必要がない場合には”こぶしを握って”振ること。
- 17.5 必要とみなされた場合に、競技者は自艇を放棄してレスキュー・ボートに乗艇するよう運営艇に命じられることがある。強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 17.6 直径 6mm 長さ 5m 以上のバウ・ラインを バウ・アイにつけておかなければならない。
- 17.7 マスト・トップに着脱可能な浮力体を取り付けても良い。形状は球形に限り、1 ヶ所のロープで取り付けなければならない。

18. 乗員の交代と装備の交換

- 18.1 競技者の交代は、許可されない。
- 18.2 選手は大会において 1 つのハル、セール、マスト、ブーム、センターボード、ラダーを使用しなくてはならない。
- 18.3 艇または装備が損傷した場合、レース委員長の書面での許可を受けた場合にのみ交換することができる。その日の最初のレースのスタート前 90 分以降からその日の最後のレー

2015年 Laser All Japan Championships 帆走指示書

スのスタート前までに破損が発生した場合、大会計測員もしくはレース委員会に口頭での臨時許可を得、その日のプロテスト・タイム終了前に書面での許可申し込みを行わなければならない。

19. 艇、装備および衣類の検査

19.1 艇と装備の検査を艇置き場にて受けなければならない。

19.2 艇、装備および衣類は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20. 運営艇

運営艇の標識は、次のとおりとする。

20.1 レース委員会の運営艇は白色旗を掲揚する。

20.2 プロテスト委員会の運営艇は白色地に JURY の黒色文字の旗を掲揚する。

21. 支援艇

21.1 チーム・リーダー、コーチその他の支援要員は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、もしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。ただしレスキュー等緊急の場合を除く。

21.2 支援艇は水上にある場合、大会受付時に交付される「ピンク旗」を掲揚しなければならない。

21.3 レース委員会艇に「赤十字旗(白地に赤十字マーク)」が掲揚された場合、レース・エリアに入った救助活動の協力を要請する。この場合、指示 21.1 は適用されない。

21.4 指示 21.1、21.2、21.3、に違反してプロテスト委員会が認定した場合、関連する艇にペナルティが課せられる場合がある。

22. ごみの処分

22.1 ごみ水中に捨ててはならない。ごみは 支援艇またはレース委員会の運営艇に渡してもよい。

23. 無線通信

23.1 緊急の場合を除き、レース中の艇は無線送信も、全ての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

24. 賞

24.1 賞を次のとおり賞を与える。レーザー・クラス:1 - 5 位、レーザー・ラジアル・クラス:1 - 5 位、レーザー4.7 クラス:1 - 3 位、特別賞

24.2 「2016年レーザー・スタンダード/ラジアル/4.7級世界選手権等代表選手選考方針」に従っ

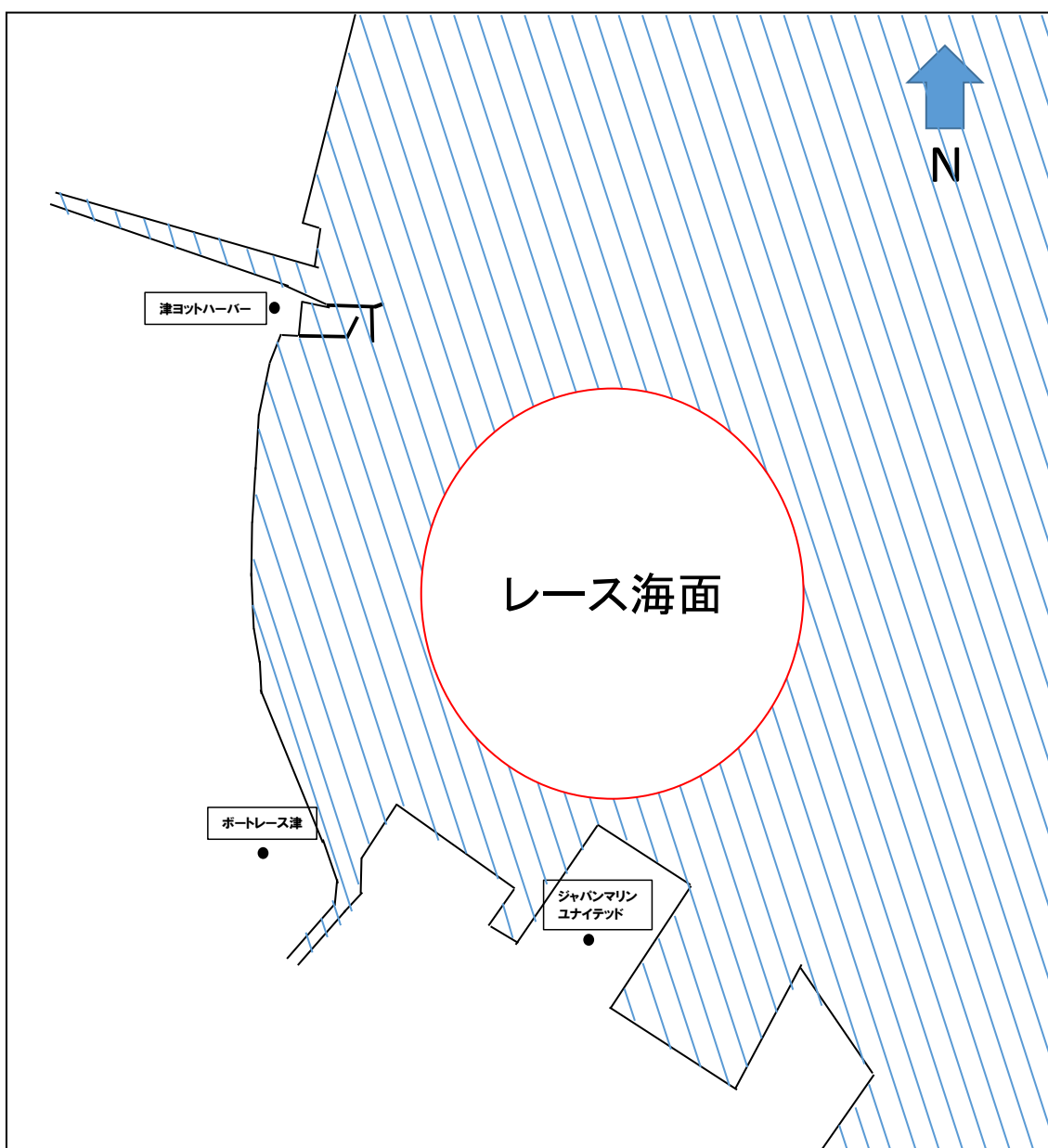
てクオリファイを与える。

25. 責任の否認

25.1 このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4[レースすることの決定]参照。
主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

付則文書

A0. レース・エリア

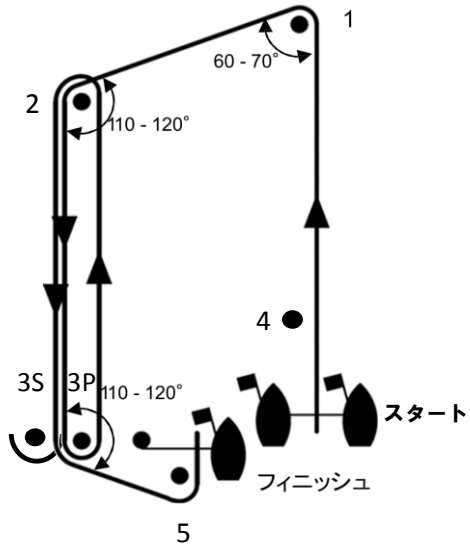


2015 年 Laser All Japan Championships 帆走指示書

付則文書 A1~A4

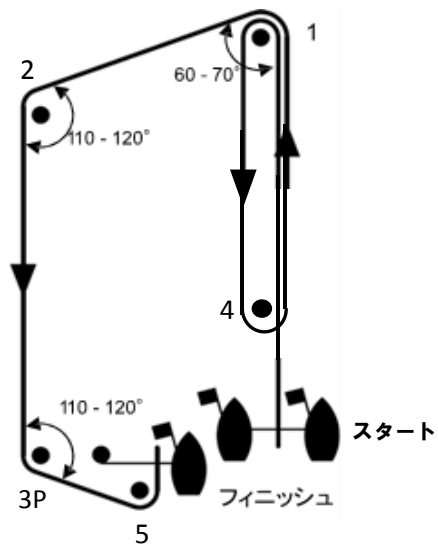
A1. コース 1

スタート-1-2-3S/3P-2-3-5-フィニッシュ



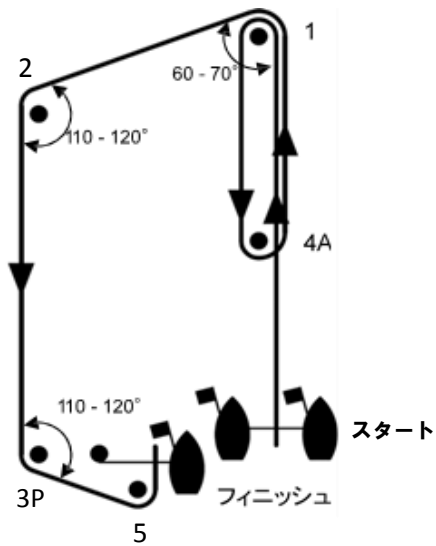
A2. コース 2

スタート-1-4-1-2-3P-5-フィニッシュ



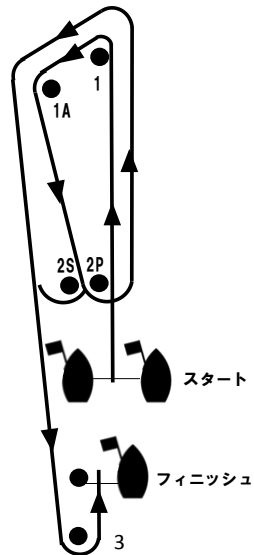
A3. コース 3

スタート-1-4A-1-2-3P-5-フィニッシュ



A4. コース 4

スタート-1-1A-2P/2S-1-1A-3-フィニッシュ



付則文書

A5 2 パートスタート スタートライン図

